附　表　令和８年度税制改正による事項別増減見込額

（単位　億円）

改正事項	増減収額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	△ 45		△ 45
新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等（床面積要件の見直し）	△ 41		△ 41
免税点の引上げ	△ 9		△ 9
その他	6		6
軽油引取税	△ 4,297		△ 4,297
当分の間税率の廃止	△ 4,297		△ 4,297
車体課税	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
環境性能割の廃止	△ 1,685	△ 207	△ 1,892
合計	△ 6,027	△ 207	△ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	△ 17	△ 16	△ 32
法人住民税	△ 3	△ 16	△ 18
法人事業税	△ 14		△ 14
再計	△ 6,044	△ 223	△ 6,266

（注）１　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
２　上記の他、特別法人事業譲与税の減収額は、初年度△６億円と見込まれる。
３　軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和８年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。
４　環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

第４表　地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目	課税標準額等	税率
道府県税 普通税 道府県民税	個人 １　均等割 （令和８年度課税見込人員67,021千人） ２　所得割 (1)　課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額及び基礎控除額を控除した金額） （令和８年度課税標準見込額1,666,971億円） (2)　申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個人 １　均等割 標準税率　年額1,000円 ２　所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：標準税率　100分の４（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の２） (2)　一定税率 ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・課税長期譲渡所得金額　100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合　100分の1.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8） 2,000万円を超える場合 32万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円）と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合　100分の1.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8）